勧告6.1 泥炭地の保全

- 1. 『泥炭地』として知られ、ヨシ・スゲ湿原、ミズゴケ湿原、低層湿原、高層湿原、泥炭沼沢地林他様々な名称で呼ばれる泥炭が優占する湿地系は、これまで本条約の業務の中で正当に省みられていなかったが、重要なタイプの湿地であることを考慮し、
- 2. ラムサール条約の湿地タイプ分類システム(勧告4.7の付属書2B)の中で、泥炭地が内陸湿地のタイプの一つとして含まれていることを想起し、
- 3. 1994年にノルウェーのトロントハイムで行われた「国際湿原保全グループ」の第6回シンポジウムにおけるトロントハイム宣言、同年ベルギーのブリュッセルで開かれた「国際泥炭協会」主催の国際泥炭シンポジウム、そして1995年にイギリスのエディンバラで開かれた「スコットランド野生生物トラスト」主催の泥炭地シンポジウムにおけるエディンバラ宣言などに代表されるような、泥炭地の生態系と関連する天然資源の賢明な利用と保全の推進に対する顕著な国際的関心を意識し、
- 4. 泥炭地の資源および関連する泥炭生産物が世界のあらゆる地域の多くの国々にとって重要な環境的、経済的価値を持つことを認識し、
- 5. さらにIUCN(国際自然保護連合)生態系管理グループ、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)、および国際湿原保全グループ等のような国際的なグループの世界的な泥炭地保全に対する多大なる貢献を認識し、
- 6. (ノルウェーとカナダを含む)いくつかの締約国からラムサール事務局に提出された泥炭地の賢明な利用と保全のため国際的行動の必要性を支持する手紙に加え、湿地の賢明な利用と持続可能な開発の原理を統括する国家政策の文書を歓迎し、
- 7. さらに農業および都市開発、林業、エネルギー開発、そして園芸のための泥炭の収穫を含む広範な土地利用により、世界の多くの場所での泥炭地系の劣化と破壊の進行の懸念を意識し、
- 8. ラムサール条約の『1997-2002年戦略計画』(行動6.2.3)が泥炭地を「これまで正当に省みられず」、適切な場合には国際的に重要な湿地の世界的ネットワークに登録されるべき湿地のタイプとして確認したことに留意し、

- 9. 国内の泥炭地を維持し、または目録作成と評価を優先的に行い、また適切であれば、泥炭地の生態系を勧告5.6のセクション第II.1項に沿ったラムサール登録地として追加登録することを締約国に求める。
- 10. IUCNの「熱帯地域の泥炭地の持続可能な利用と総括管理に関するガイドライン」のような、区域を基盤にした泥炭地管理指針の開発、採択、実施を促す。
- 11. 科学的研究の推進に加え、特に湿地保全のための国家政策の発展および実施に関連したラムサール条約の「賢明な利用に関するガイドライン」、採用された方策の評価、これらの生態系の状況の定期的なモニタリングが、各締約国によってその領域内の泥炭地のタイプを含む全ての湿地に対し、また特に亜寒帯、温帯および熱帯緯度の生物地理的区域の国際的な国境にある湿地に対して十全に適用されるよう勧告する。
- 12. さらに締約国による泥炭地保全のイニシアチブおよびプログラムに対して、連携し協力するための国際的機構が拡大されるよう勧告する。そして
- 13. 特に泥炭地の活用と劣化した泥炭地の生態系の復元に関する研究プログラムに対し、また泥炭地に関する研修と教育、そして泥炭地に関する研究成果の締約国への普及とを目的とした国際的なネットワークを締約国

が支持するよう奨励する。

勧告6.2 環境アセスメント

- 1. 関連するプロジェクトや計画により環境に及ぼす影響の可能性の、事前の適切な評価がないため、湿地の機能と価値の著しい消失と劣化が生じており、また環境に及ぼす影響を評価する方法について国際的な基準および取り組み方の一貫性がその減少に役立つであろうことに関心を持ち、
- 2. これまでの締約国会議の一連の勧告と決議が、「環境アセスメント(EIA)」の手続きを湿地の賢明な利用を育む一つの手段として用いるよう奨励していることを想起し、また特にこの勧告の付則に要約されたそれらの決議勧告に含まれている原理に留意し、
- 3. 多くの締約国が様々な形で環境の査定に効果を与える法的、行政的制度をすでに実施し、しかしまたこの分野の新しいイニシアチブ、特に基準、技術、および手順のガイドラインの採用によって多くの締約国が利益を受けるであろうことを意識し、
- 4. 湿地政策中の環境アセスメントの目的、また環境アセスメント政策中の湿地保全の目的が注目されねばならないことを考慮し、

締約国会議は、

- 5. 明白かつ公に透明なやり方で、湿地に関する環境への配慮を計画策定時の決定に取り入れるよう締約国に求める。
- 6. 事務局が総括的な情報を維持し、またこの問題に関する問い合わせに応ずることができるよう、湿地に関する現行の環境の査定と環境アセスメントについて入手できるガイドラインをラムサール事務局に提出するよう、締約国、国内および国際機関に対し勧める。また
- 7. 事務局とパートナー機関と協力し、湿地に関する既存の環境アセスメントガイドラインを点検し、必要な場合に湿地の賢明な利用の補助となるラムサールガイドラインの起草を準備し、第7回締約国会議において採択ができるよう提出することを、常設委員会および科学技術検討委員会に対し要請する。

勧告6.2の付属書

環境アセスメントに関する条文とこれまでの締約国会議の決定の要約

- (i) 湿地の保全と賢明な利用を推進し、また変化が「起こるおそれがある」場合、必然的に予測される場合、影響を予測する方策が必要な場合に行動する義務(第3条)。
- (ii) 環境アセスメント(EIA)はこの目的のために適用され、政策および法律の中に正式に組み込まれるべきとすでに確認が得られた分野である(勧告3.3、決議5.6)。
- (iii) 同様に、たとえば賢明な利用の概念の構成要素など、本条約の下に発展した一連の考え方は、湿地に関する環境アセスメントの過程で開発援助の可否を判断する枠組みを提供している(勧告4.10)。
- (iv) 評価過程には適任の専門家が関与すべきである(勧告1.6)。
- (v) 環境アセスメントは、その結果に基づいて環境を損なう事業の認可の拒否など意味のある行動がとれるよう早期に行うべきである(勧告1.6、決議5.6)。

勧告

- (vi) 評価過程は、事業計画が実施段階に至ってもなお継続し実際の影響を監視し、影響予測と比較ができるようにすべきである(勧告3.3、勧告4.10)。
- (vii) 環境アセスメントは、個別の事業計画に限定すべきではなく、複数の事業計画、またさらに戦略計画、プログラムならびに政策の累積的な影響に適用されるべきである(決議5.6)。
- (viii) 環境アセスメントは、開発が提案された土地、または特定の湿地のみに限定して行うのではなく、外部(たとえば上流/下流域)への影響も検討対象とすべきであり、また集水域レベルで水系を形成するあらゆる要素の間の相互作用に適用すべきである(勧告4.10、決議5.6)。

勧告6.3 ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の関与に関する勧告

注:この勧告の目的のため、「管理」とは保全と賢明な利用を包含するものとする。

- 1. 地域住民の参加と要求を考慮に入れた、ラムサール登録湿地の管理計画の策定を求める『賢明な利用の概念実施のためのガイドライン』(勧告4.10付属書)を想起し、
- 2. さらに地域社会が、湿地の利用に関する意思決定の過程に関わるようにし、意思決定の過程へ意義深い参加が確実に行われるために、計画される事業に対しての充分な知識を地域社会に提供することを保証する手続きを、締約国が確立するよう提案している『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(決議5.6付属書)を重ねて想起し、
- 3. 地域住民及び先住民が、地域内の湿地の賢明な管理を確保することに特別の関心を持っており、特に先住民が湿地の管理に関して独特の知識と経験と要望を持っていることを認識し、
- 4. 湿地の賢明な利用が地域住民及び先住民の生活の質の向上に寄与し、さらにこれらの人々の湿地管理への関与に加え、湿地の保全及び賢明でかつ持続可能な利用の結果としての恩恵を得るべきであることを確信し、
- 5. 適切な協議の機構の欠如、あるいは関連する問題についての理解の欠如から、地域住民及び先住民が意思決定の過程から除外される場合があることに留意し、
- 6. 多くの地域住民及び先住民が、地域にある湿地と長い間にわたって繋がりを持ってきたこと、伝統的な管理の実践によって現代の管理技術の開発を援助することができることを意識し、
- 7. 今回の締約国会議で開催された、地域社会に根ざした湿地管理に関する分科会で、湿地資源の賢明な利用における地域の人々の積極的かつ十分な情報に基づいた参加に関し、アメリカ合衆国の「カドー湖基金」、セネガル及びコスタリカのIUCN地域事務所、日本の「釧路国際ウェットランドセンター」、WWFインド(ケオラデオ国立公園)及びWWFパキスタン(ウクハリ湿地)、ブラジルのマミラウアにある生態学研究ステーションの取り組み等が、期待できるNGOの事例として発表されたことに留意し、
- 8. そして、これらの事例あるいはその他の成功している事例に関する情報の普及が、締約国にとって有益で、 地域レベルでのNGOとの協力関係を奨励することによって戦略計画の行動計画2.7の実践を促進するものであ ることに留意し、

締約国会議は、

9. ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加ができるように、各締約国が特段の努力を払うことを求める。

- 10. 締約国を通じ、地球的規模で地域住民及び先住民の湿地管理への関与の重要性を発展させ、そのための特別な資金援助を求める努力を強化するよう、条約事務局に命ずる。
- 11. 湿地管理に関する地域住民と先住民の知識と技術の価値を認識し、湿地政策と計画の策定そしてその実施に、当初の段階から彼らの参加を促進する特別な努力を払うよう、さらに締約国に求める。
- 12. 国内ラムサール委員会の中に、さらに可能かつ適切な場合には今後の締約国会議の代表団の中に、地域住民及び先住民の代表を加えるよう検討することを、締約国に要請する。
- 13. WWF、「釧路国際ウェットランドセンター」、「カドー湖基金」、IUCN、各締約国、及び地方や地域に根ざした適切な経験を持つ他のNGOとの協議の下に、次期締約国会議で検討するため、地域住民と先住民を湿地管理に関与させるための基準とガイドラインとともに、保全及び賢明な利用への貢献についての評価を示すよう条約事務局に指示する。
- 14. 地域住民及び先住民が、積極的かつ十分な情報に基づいて湿地管理に参加している事例やその他の関連情報を、適切な手段を講じて普及させるようさらに条約事務局に命ずる。
- 15. さらに地域住民と先住民の要求や価値観、伝統的なものとそうでないものを含めた知識や実践を反映させるため、国の湿地政策とプログラム、ラムサール登録湿地と他の重要な湿地の管理計画に、地域住民と先住民との協議を確保するため、既存のあらゆる事例を参考にしながら、適切な国家的、地域的機構を作るよう締約国に重ねて要請する。

勧告6.4 東アジア〜オーストラリア地域の渡りのルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告(ブリスベン・イニシアチブ:日豪共同提案)

- 1. 2つ以上の締約国の領域にまたがる湿地の保全および管理のため、相互に協議および協力をすることを定めたラムサール条約第5条を想起し、
- 2. 保護区のネットワークを構築することを求めたモントルー勧告4.4と湿地に生息する鳥類種の保全のための渡りルート保全概念を認知した勧告4.4を心に留め、
- 3. 湿地問題について地域間協力を強め、他の条約や機構との協力体制と重要な生態学上または水文学上の連携を持った湿地の国際的なネットワークを構築することを求めた釧路声明決議5.1を認識し、
- 4. 渡りを行う種の保全についての国際協力を進展させるための機構として、ラムサール条約事務局とボン条約事務局の間での覚書きの発展を歓迎し、
- 5. 地球上の主要な渡りのルートにおける、渡り性水鳥保全のため、政府、NGO、および地方の共同体を含めた他国間の取り組みの必要性を確信し、
- 6. さらに、このような取り組みが、ラムサール登録湿地のネットワークを形作るべきであることを確信し、
- 7. これらの国際的に重要な湿地の、社会経済的、および文化的な重要性を心に留め、
- 8. 渡りをするシギ・チドリ類の種の保全についての国際協力の有益なモデルとして、アメリカで発展した「西半球のシギ・チドリ類保護区ネットワーク」に注意し、
- 9. さらに、ボン条約に基づく「アフリカ〜ヨーロッパ地域の渡り性水鳥の保全に関する協定」が最近採択されたことに注意し、

勧告

- 10. 1994年12月日本の釧路で開催された、東アジア〜オーストラリア地域湿地・水鳥ワークショップ参加者は「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」を発展させることにより、東アジア〜オーストラリア地域の渡りのルート沿いの水鳥の保全に関する多国間の取り組みを支援し、「東アジア〜オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」の速やかな構築を勧告したことに注意し、
- 11. 1995年3月にアジア地域の渡りのルート沿いの渡り性水鳥保全のための努力を調整する枠組みの発展についてのイニシアチブを支持することを求めた、「アジアの湿地保全についてのデリー宣言」に注意し、
- 12. 主要な渡りのルート沿いの締約国会議の協力行動を通じ、ラムサール条約は渡り性水鳥にとっての重要湿地のネットワークを支持することにより、水鳥保全のための多国間の取り組みを発展させることが容易にできることを確信し、

締約国会議は、

- 13. 本勧告を「ブリスベン・イニシアチブ」として採択し、渡りをするシギ・チドリ類の適切な生息環境を維持するため、東アジア〜オーストラリア地域のシギ・チドリ類の、渡りのルート沿いの登録湿地およびその他の国際的に重要な湿地のネットワークを構築することを求める。
- 14. 「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」の実行を支援することを締約国に奨励する。
- 15. 「東アジア〜オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類に関する湿地ネットワーク」に、自国の1つまたはそれ以上の適切な湿地を推薦し、本ネットワークへの支援を表明することを東アジア〜オーストラリア地域に含まれる締約国に促す。
- 16. 当該地域に含まれるラムサール条約未加盟国または地域に対して、「ブリスベン・イニシアチブ」を推奨し、本イニシアチブへの参加を促す。
- 17. さらにアジア太平洋地域および他の渡りルートで渡りをする水鳥の他の種類群について、湿地ネットワークの検討を推奨する。
- 18. これらのネットワークを維持し、拡大していくために共に活動し、普及啓発、研修、情報交換を促進し、渡りをするシギ・チドリ類とその生息地の長期的な保全に、参加各国が貢献することをさらに促す。

勧告6.5 さらなる湿地管理者研修プログラムの確立

- 1. 「湿地の研究、管理、および監視について能力を有する担当者の訓練を促進する」ことを締約国に求めた本条約第4条5を想起し、
- 2. 湿地管理者研修のためのプログラムの存在、またそのようなプログラムの利益ができる限り広範囲に享受されるようにする必要性があることを意識し、
- 3. 多くの途上国および開発担当部局にとって担当者の研修がきわめて優先度が高い事項であることを認識
- 4. ラムサール登録湿地の姉妹関係締結の概念と、それに関連した情報および担当者の交換・交流の発展に留意し、

締約国会議は、

5. 湿地管理者研修プログラムを確立するための財源を、政府の開発担当部局その他の国または地域の機関

を通して自国政府に求めるよう締約国を促す。

- 6. 主要資金提供者を確保し、湿地管理者研修の世界的なネットワークの考え方を追求し、さらには担当者交換がより広範に行われることを奨励するよう条約事務局に要請する。
- 7. 世界中から研修カリキュラムおよび組織の詳細を取り寄せ、締約国にそのような情報が利用可能であることを知らせるようさらに条約事務局に指示する。
- 8. 1997-1999年の3年間に、発展途上国の代表を適切な湿地管理者研修プログラムに参加させるため、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」への資金援助を優先するよう締約国に求める。

勧告6.6 地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置について

- 1. 条約事務局内に地域担当専門官を設置することを理由の一つに、第4回及び第5回締約国会議において 条約の基本予算が増額されたことを想起し、
- 2. 渡りをする種の保護をも含む国境にまたがる湿地管理の問題を検討するため、さらに締約国が協力すべきであることを示唆している「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議5.6付属書)を想起し、
- 3. ラムサール条約の下で、世界各地域で似たような管理上の問題を抱えている類似の湿地生態系が存在し、地域レベルの協力の増大が条約のより効果的な履行に帰結するであろうことを認識し、
- 4. 条約の締約国になることに強い関心を持つ国々が、この点に関しそれらの地域内で入手できる専門知識によってさらに支援を受けられることを意識し、そして、
- 5. 条約の加盟国を拡大するため、またアフリカ、アジア、中南米地域、オセアニアで行われているラムサール条約の活動のための全般的支援の水準を高めるため、すでに基本予算の中から確保されている地域担当専門官に加え、地域に根ざした職員の設置が強く望まれることに注目し、

締約国会議は、

- 6. 地域に根ざしたラムサール連絡専門官を配置し維持できるようにするため、特別な支援措置の下で現行の財源に対する追加拠出を検討するよう締約国に要請する。
- 7. 特に上記の地域において条約履行の効果をさらに高める手段として、ラムサール連絡担当官配置への財政支援を求めるよう条約事務局に命ずる。
- 8. 各々の地域事務所内でこれらの担当官を共同で配置し、また日々の活動でより密接に協力することを通じ、この提唱を推進する方法を検討するようパートナー機関に求める。
- 9. この提唱を支援し、地域に根ざした支援や助言を提供するラムサール条約の権能が増強されるような機構を検討するよう常設委員会に奨励する。

勧告6.7 サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用

- 1. 世界のサンゴ礁とマングローブ林や藻場を含む関連生態系の多くが劣化していることを意識し、
- 2. 食糧生産、観光、レクリエーション、美的資源、海岸線保護などのサンゴ礁や関連する生態系が人類に与え

る利益を十分に認識する必要があることを意識し、

- 3. 小島嶼開発途上国やその他の国にとって、サンゴ礁や関連生態系が社会経済上、生態学上、文化上、レクリエーション上重要であることを認識し、
- 4. 今まで条約の活動の上であまり取り上げられなかったサンゴ礁と関連生態系は重要な湿地タイプであることを考慮し、
- 5. 「アジェンダ21」の17章がサンゴ礁、マングローブ林、藻場を生物多様性と生産性の高い海洋生態系であると認識し、それらの分布を把握し保護する活動に高い優先順位を与えるよう推奨していることに注目し、
- 6. より効果的な調査、モニタリング、管理および関連体制の強化を通じ、サンゴ礁と関連生態系の持続的管理を促進することを目標とした、政府と国際的および国内NGOの協力によって誕生した「国際サンゴ礁イニシアチブ (ICRI)」を歓迎し、
- 7. 「低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」とするラムサール条約の第1条1による湿地の定義と、国際的に重要な湿地のリストに各締約国は領域内にある適当な湿地を指定することを条約の第2条1は求めていることを想起し、
- 8. 勧告4.2の付属書 I 「国際的に重要な湿地を選定するための基準」により定められた代表的または固有な湿地のための基準と、植物や動物に基づいた一般的な基準と、勧告4.7の付属書2Bで海洋と沿岸の湿地タイプリストの中に特にサンゴ礁を含めていることに注目し、

締約国会議は、

- 9. サンゴ礁と関連生態系の適切な地域を、ラムサール登録湿地として指定するよう締約国に要請する。
- 10. 世界的な湿地保全の総括的な戦略の一要素として、サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用を育むことを条約事務局に勧告する。
- 11. 特にオセアニアとカリブ海地域のように加盟国の少ない地域の国々に対し、ラムサール条約の締約国となることの利点を示すよう条約事務局に要請する。
- 12. サンゴ礁と関連生態系の持続可能な利用と保全に寄与するように、適切な場合には常に条約の「1997ー2002年戦略計画」の中で概説された調査とモニタリングを実行することにより、ラムサールの活動の中で「国際サンゴ礁イニシアチブ」の行動の呼びかけと行動の枠組みを支援するよう条約事務局に強く要請する。
- 13. 国連環境計画(UNEP)の「地域海域計画(Regional Seas Programme)」と、「計画の要素1.1淡水、沿岸、海洋資源管理」と連携を行うよう、事務局と科学技術評価委員会に要請する。

勧告6.8 沿岸域の戦略計画策定

- 1. 推定約60%の世界の人口と多くの開発事業が、海岸線から内陸部へ60km以内の沿岸の狭い部分に添って集中しており、人口増加と開発の拡張は生物資源の枯渇、汚染負荷、干拓、埋め立て、その他調整されないままの開発(その全てが、生物多様性に影響を与えている)等の点において、沿岸域の湿地を大いに圧迫していることに注目し、
- 2. さらに沿岸域の湿地については、総括的な水資源の保全と人間活動の累積的な影響に関して、土地利用計画によりいっそうの考慮が必要であることに重ねて注目し、

- 3. 沿岸域の計画策定には、低潮時の水深が6メートルまでの潮間帯とそれに続く海水域のみならず、特に周辺の淡水湿地系、沿岸の潟湖、湾、海洋小島、マングローブ沼沢地、河口部を含んだ、全てのタイプの湿地と関連するシギ・チドリ類や他の水鳥のねぐらとなる場所をも包括しなければならないことに注目し、
- 4. 特に小島嶼開発途上国や他の国々にとって、沿岸域の経済的、生態学的、文化的、レクリエーション上での 重要性を認め、
- 5. 生物多様性条約の第2回締約国会議で取り上げられた、海洋と沿岸域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する決定10と同様に、沿岸域の総括的な管理に関する「アジェンダ21」の17章で提議された問題、また、沿岸域の生態学的に持続可能な開発を支持する、国連環境計画の「地域海域計画(Regional Seas Programme)」の業績にも注目し、
- 6. 集水域の管理と沿岸域の管理には重要な関連性があることを認識し、
- 7. 1993年タンザニアのアリューシャで開催された「島嶼国を含む東アフリカの総括的沿岸管理の政策会議」で 採択された、国内の自然に関する計画策定過程の中に沿岸域を含める必要性、また沿岸の湿地に悪影響を及 ぼす可能性のある活動を管理する、調整された法制の必要性についての勧告を想起し、
- 8. さらに湿地の全体的で総括的な管理戦略の適用を含んだ「湿地の賢明な利用のための追加手引き」を採択した決議5.6を重ねて想起し、

締約国会議は、

- 9. 沿岸湿地や他の主要な環境構成要素の保全と賢明な利用について、健全な政策決定を助けるため、戦略計画策定と総括的沿岸管理の原則の採用そして適用を締約国に求める。
- 10. 湿地と関連する環境構成要素の利用の賢明な管理を確実なものにするため、環境アセスメントのみならず沿岸域の戦略計画策定が適切な時期に確実に実施されるよう、適切な方法を探求することを全ての締約国に対し要請する。

勧告6.9 国家湿地政策の策定と実施のための枠組み

- 1. 湿地の保全と賢明な利用と条約の賢明な利用ガイドラインの実施を促進する上で、重要な一歩となる「国家湿地政策」の策定を締約国に求めている勧告4. 10を想起し、これによって「賢明な利用の概念は、政策の策定、計画、法的教育的活動、そして特定の地域での活動を含む湿地保全の全ての側面におよんでいる」ことを再確認し、
- 2. 勧告4.10は長期間におよぶ包括的な国家政策の策定に向けて努力するよう全ての締約国に求めており、そのような政策は各国の慣習に合ったどのような形でも策定できるものであることに注目し、
- 3. 今回の締約国会議で、ラムサール常設委員会が分科会Aの企画段階で、(a)そのような「国家湿地政策」の 策定と実施を加速させるためのガイドラインの作成と、(b)一方で「国家湿地政策」と湿地の賢明な利用と、他方 で「国家湿地政策」と特に沿岸域での地域計画策定とが、より強く関連づけられるようにするガイドラインを作成す るように指示したことに留意し、
- 4. 多くの国で国家湿地政策の策定と実施のための事例と仕組みがあることと、この分野での各国の経験の知見を広く伝えることが湿地政策の策定を検討している多くの締約国にとって、また「1997-2002年戦略計画」を実施する上で条約にとって非常に価値があることを認識し、

- 5. この種の政策をまだ持たない締約国が使えるように、「国家湿地政策」の策定と実施のための実例と説明を含んだ枠組みを作成する必要があることを認識する。
- 6. そのような枠組みを含む報告書を作成し、さらに各国の政治上制度上の範囲の中で、また国家生物多様性または自然保護行動計画または政策に関連させて、「国家湿地政策」の手続きと意見聴取に関する配慮、起草や実施の具体例とともに、世界中の湿地政策の状況分析を加えることを条約事務局に求める。
- 7. この枠組みを準備する資料とするため、関連する「国家湿地政策」の文書と要約した情報をラムサール事務局に提供するよう締約国に要請する。
- 8. さらに国家湿地政策の作成と実施の経験がある締約国の担当者の時間と知見を、そのような政策策定に着手しようとしているラムサール加盟国と分かち合うことを要請する。
- 9. 上記報告書の作成に中心的な役割を果たしたり参加したり、またこの目的のために資金人材の提供を申し出るパートナー機関と協力し合って、報告書出版の調整役となることをラムサール事務局に求める。

勧告6.10 湿地の経済的評価に関する協力の促進

- 1. 湿地は幅広い利益を人類にもたらすが、湿地の価値が確立された貨幣指標によって表現されていないことが理由の一つとなり、その経済価値は十分に研究されたり理解されていないことに注目し、
- 2. 特に涂上国では、湿地の市場外の価値がほとんど研究されていないことにさらに注目し、
- 3. 湿地を保全しようという努力は、湿地の劣化と消失につながる根本的な圧力の問題に取り組まなくては、長期的に見て成功する確率が低いことを憂慮し、
- 4. 湿地が人々に提供する資源や機能の経済的評価が、湿地への悪影響への対策を行う上で基本的な国内的そして国際的手段となり、悪影響予防に取り組む際に大きく補完する役割を果たすことを意識し、
- 5. 重要なポストにいる政策決定者は、しばしば湿地の多岐にわたる経済価値に関する十分な知識を持っていないことをさらに意識し、
- 6. 上記の憂慮に対する対応として、国際湿地保全連合の「湿地の機能と価値の経済的評価専門家グループ」等、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、南北アメリカの湿地の価値評価の専門家を含む、多くの有識者のネットワークがすでに設立されていることを想起し、
- 7. 1995年にマレーシアで開催された「湿地と開発に関する国際会議」で、湿地の価値評価が関心の的であったことをさらに想起し、
- 8. 湿地の価値評価に関わる様々な関係グループの間でさらに連携を確立することの重要さ、さらに条約の「19 97-2002年戦略計画」の関連項目の実施を促進するために、これらの取り組みを調整し共同作業を進めることが必要であると認識し、

- 9. 各国内の湿地保全の利益と必要性と、そして国際的な認識を高めるため、湿地のすべての経済的価値が同定され測定され報告されることが重要であることを確信する。
- 10. 既存の有識者による幅広いネットワークに対し、湿地の価値評価においてリーダーシップを発揮し、ラムサ

- ール条約の諮問機関としてこの複雑な課題に取り組むことを求める。
- 11. それらの国内的および国際的なネットワークに以下の事項を要求する。
- (a) NGOや他の関心のある個人団体と協調しながら、湿地の価値評価に関する協力のための努力を推し進めること。
- (b) 湿地の劣化と消失につながる根本的な経済的な圧力を解明する。
- (c) 条約の締約国、政策決定者や社会一般に湿地が供給する資源や機能の、これまでに測定されていない豊かさを金銭換算するために、学際的なやり方の価値評価プロジェクトを新たに立ちあげたり継続中のものを支援したりする。
- (d) 湿地の価値評価の結果を締約国が国家湿地政策や環境政策に適用するとき、ラムサール事務局が助言をすることに協力する。
- (e) 湿地保全の必要性にさらに配慮できるよう、湿地の機能と利益の経済的価値の評価を促進するために適切と考えられる、新たな戦略、研修プログラム、手段の作成を支援する。
- 12. 全ての締約国および関心を持つグループと機関がこの取り組みを支援するよう勧める。

勧告6.11 地中海の湿地のための協力

- 1. 「地中海湿地フォーラム(MedWet)」の協力機関に対し、今回の締約国会議にフォーラムの活動の進捗状況に関する報告を提出するよう求めるとともに、この地域的な活動を歓迎している、地中海地域の湿地の協力についての勧告5. 14を想起し、
- 2. 地中海の湿地の保全と賢明な利用を目的とした「地中海湿地フォーラム」の第一段階における進展に関心を持って注目し、
- 3. アルバニア、アルジェリア、クロアチア、モロッコ、チュニジアの参加により「地中海湿地フォーラム」の活動が拡大されたことにさらに注目し、
- 4. 「地中海湿地フォーラム」に資金を提供した団体、特に欧州委員会(DG XI)とフランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインの各政府、WWF、南仏のトゥール・ドゥ・バラ研究所、国際湿地保全連合、ラムサール事務局、地球環境ファシリティー等に感謝の意を表し、
- 5. 全体会議中の1996年3月25日に、特別報告「未来のためのテーマ」の中の一つとして、イタリア政府と地中海湿地フォーラム調整グループが発表した「地中海湿地フォーラムー地域的な湿地協力のための地中海の青写真」、そして今回の締約国会議中に非公式に行われた地中海の湿地に関する協議の結果を考慮し、
- 6. 「地中海湿地フォーラム」パートナーとイタリア政府が中心となり、1996年6月にイタリアのベニスで「地中海の湿地に関する国際会議」が計画されているという報告を受け、

- 7. 地中海の湿地の保全と賢明な利用のため、政府とNGO協力機関による調和の取れた総括的な協力体制の 形成を歓迎し、このようなやり方は他の地域における湿地活動の有望な手本であると考える。
- 8. 現在の協力機関が民間セクターも含めた地中海のすべての政府、適切な機関、団体、NGOなどに門戸を

勧告

開き、この協力関係を地中海地域周辺のすべての国々に拡大することを奨励する。

- 9. 地中海地域の未参加の国々が、「地中海湿地フォーラム」もしくは同様の団体を通じてこの長期的な努力に参加することを奨励する。
- 10. 地中海の湿地に関心を持っているすべての政府、NGO、または個人が、「地中海湿地戦略」の準備と実施に最大の努力を払うように促す。
- 11. 多国間そして2国間の援助機関、また民間セクターからも地中海の湿地保全に向けて調整された行動がとれるよう、基本的な財政支援の続行を求める。
- 12. 1999年の第7回締約国会議で、今後3年間の地中海の湿地のための協力体制のさらなる進捗状況の完全なレポートが提出されるよう要請する。
- 13. ラムサールの登録湿地選定基準に合致する湿地、とりわけヨーロッパとアフリカ間の渡り鳥のルートを結ぶ主要な湿地を、登録湿地として指定するよう地中海地域の締約国に求める。

勧告6.12 私的公的資金による活動における保全および賢明な利用

- 1. 湿地の保全と賢明な利用を推進する立法および政府政策に取り組むことを求めている「賢明な利用の概念 実施のためのガイドライン」(勧告4.10の付属書)そして「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(勧告5.6の付属書)を想起し、
- 2. さらに、多国間と二国間開発援助プログラムに湿地の保全と賢明な利用を含めることに関する勧告5.5を重ねて想起し、
- 3. 私的および公的資金による活動が、その自国内のみならず他の国々、または国の管轄を超えた地域の湿地に悪影響を与えかねないことを認識し、
- 4. さらに特に湿地に悪影響を与える恐れのある土木事業や他の活動を直接的に指揮する場合、湿地の保全と賢明な利用に第一に責任があるのは公的機関であることを認識し、
- 5. 私的および公的資金による活動の範囲内でも、湿地の破壊を回避し、さらに湿地の保全、復元、賢明な利用に貢献するよう、奨励や契約上の合意などによって事業の企画機関や実施機関を促す多くの機会が存在することを確信し、
- 6. NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議を通じ、こういった機会を探求したオランダにおける試みに注目し、
- 7. 各セクターの方針が湿地に与える直接的および間接的影響に関して、フランスが行なった包括的分析の結果を考慮に入れ、
- 8. さらに「1997-2002年戦略計画」の中のこの問題に焦点をあてた行動目標、特に保全、復元と賢明な利用を公的機関による計画策定そして政策決定に統合すること(行動目標2.2)、民間セクターの参画を促すこと(行動目標2.8)、国内の教育啓発プログラムを発展させること(行動目標3.2)、また開発援助機関および多国籍企業が湿地に関する事業を改善して実施するように図ること(行動目標7.3)に注目し、

締約国会議は、

9. 湿地に悪影響を与える可能性がある私的と公的資金による活動との関連で、湿地の保全と賢明な利用を促

進し高めるため、NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議そして知識の普及のための過程を新たに始め、さらに強化しようという提唱を歓迎、支援する。

10. 上記の過程を新たに始めさらに強化し、この過程の進捗状況および結果をラムサール条約の国別報告書の中で報告するように締約国に求める。

勧告6. 13 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン

- 1. ラムサール条約の締約国は、その領域内の湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録し、その登録湿地の保全を促進するための計画を作成し実施するように求められていることを想起し、
- 2. 以下の点を締約国に求めている決議5.7を参照し、
- (a) 各々の登録湿地について管理計画を策定する。
- (b) 既存の管理計画を再検討し、また必要ならばそれを更新するため、決議5.7に附属書として添付されている「ラムサール登録湿地およびその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン」を活用することを考慮する。
- 3. 決議5.7が「各々のラムサール登録湿地が管理計画を持つ必要性」を強調し、また「必要な限り、締約国は管理計画策定に関する釧路ガイドラインを適用する」ことを要請していることをさらに想起し、
- 4. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」が以下の点を指摘していることを意識し、
- (a) 締約国の手引きとして、地方、地域、そして集水域または海岸域レベルでの、ラムサール登録湿地のための管理計画策定における最良の実例10を1999年の第7回締約国会議までに出版すること(行動 5.2.2)。および
- (b) 2002年の第8回締約国会議までに、各締約国の登録湿地のうちの少なくとも半分で、管理計画あるいはこれに代わる機構が完備しているかまたは準備中であること(行動 5.2.3)。
- 5. いくつかの締約国が率先し、ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に沿った形で管理計画を策定したことを歓迎し、
- 6. 全般的にラムサール条約のガイドラインが、世界中のラムサール登録湿地および他の湿地の管理計画のために適切なモデルを提供しているという、本会議の分科会Dの結論に留意し、

- 7. ラムサール登録湿地とその他の湿地のためにさらに管理計画を準備し実施することを締約国に求める。
- 8. ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に対応した、さらなる管理計画の策定とその実施を促進するよう条約事務局に指示する。そして、
- 9. 科学技術検討委員会に、集水域全体を扱う統括的取り組み方をした管理計画策定の最新の進展の検討を含んだ、ラムサール「管理計画策定に関するガイドライン」を監視し、その結論および管理計画策定の最良の実例10(ラムサール条約「1997-2002年戦略計画」の行動 5.2.2)を、第7回締約国会議で報告することを要請する。

勧告6.14 有毒化学物質に関する勧告

- 1. 殺虫剤やその他の有毒化学物質の悪影響が、多くの致死的もしくは半致死的な影響を与え、湿地に依存している鳥類・両生類・は虫類・魚類及びほ乳類の多くの種の個体群を含む生物群集の生存を脅かし得ることを認識し
- 2. いくつかの合成化学物質を日常的に環境に放出することが、野生生物と人間の内分泌機構への障害の原因となる可能性のあることを憂慮し、
- 3. 有毒化学物質の環境への影響について全世界的に関心が高まっていることに留意し、
- 4. 特定の有機汚染物質に対する国際的な行動が必要であることに国際的な合意が得られていることにさらに留意し、
- 5. アジェンダ21により勧告されている重大な危険を軽減する活動、例えば有毒化学物質の登録(汚染物質の放出と移動の登録一"PRTRs")や殺虫剤の削減、及びそれらの実行について国際団体による最近のガイドライン策定などを認識し、

締約国会議は、

- 6. 有毒化学物質の悪影響が湿地の生態的特性に影響を及ぼしてきており、また生態学的特徴への危険が賢明な利用と両立しないことを認識するよう締約国に求め、
- 7. 内分泌機構破壊についての解明を促進する科学的研究成果の収集と、影響評価の議定書の策定を目指した事業計画を促進するよう、適当な国際機関に求めることを条約事務局に要請し、
- 8. 湿地に関係する有毒化学物質の問題の現状について、第7回締約国会議に報告を行うことを、科学技術評価委員会にさらに要請し、
- 9. ラムサール登録湿地や、その他の湿地に対する汚染影響の改善と防止に関わる各国の努力についての情報を、国別報告書の中に含めるよう締約国に対しうながし、
- 10. 汚染物質の放出と移動の登録(PRTRs)を含め、危険指標や生物濃縮される化学物質に関する地域住民の知る権利の重要性を理解するよう各締約国に勧告する。

勧告6.15 湿地の復元

- 1. 多くの国々で湿地が消失または劣化してきており、特に過去50年間には70%もの面積の湿地が消失したことに留意し、
- 2. このような湿地の消失がとりわけ先進国で多いことを認識し、
- 3. 1997-2002年戦略計画の行動目標2.6、「復元および機能回復の必要のある湿地を識別し、必要な処置を実施すること」を想起し、
- 4. 欧州連合では、多く国々が生物多様性の上で不可欠な湿地を維持、復元、あるいは改善するために、助成金を供給していることに留意し、
- 5. 牛物多様性条約(第8節F)および欧州連合の「牛息地訓令(1992年5月の理事会訓令92/43/EC)」で、

特に自然の復元の分野に優先的に着手すると明記してあることを想起し、

- 6. オランダ農業自然管理漁業省との協力のもと、デンマーク環境エネルギー省主催でコペンハーゲンで1995年5月に開催されたセミナー「欧州連合における自然の復元」での結論(特に第2節)によれば、自然の復元、特に湿地では水管理問題を解決または緩和し、地表水または地下水の質を改善し、そして下流域で災害をおこすような洪水を減少するための重要な手段となりうるとした点にさらに留意し、
- 7. 自然復元活動を実施するためには、具体的な目標と予定期間を設定する必要があるとしている同じ結論の中の第4節2にさらに留意し、

締約国会議は、

- 8. 湿地の復元を国の自然環境保全、土地および水管理政策に統合するよう締約国に求める。
- 9. 事務局および関心を持つ締約国やパートナー機関と協力し、湿地の復元とモニタリングの手順の原則に関してのガイドラインを明らかにし、締約国からの情報に基づき、復元が必要となっている主要な湿地のリストを作成し、締約国に周知するという観点からそれらの結論を常設委員会に報告するよう科学技術検討委員会に要請する。
- 10. 湿地の復元に高い優先順位を与え、選定された全ての主要湿地の生息地としての質を、可能な限り復元する措置をはかるようさらに締約国に要請する。
- 11. 第7回締約国会議のための国別報告書の中に、湿地復元に関する項目を含むように締約国に要請する。

勧告6.16 二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用

- 1. 湿地の消失は急迫したレベルにまで達しており、初めは過去一世紀の間に先進国において、最近の40年間では熱帯と亜熱帯地域において著しく、また河川流域全体といった範囲や沿岸地域での湿地保全と管理計画策定の改善は、水資源の確保を促進することに大きな貢献をすることを認識し、
- 2. 同問題についての下記の要請を含んだ勧告5.5を想起し、
- (a) 多国間開発銀行と開発援助機関が、湿地の持続的な利用、賢明な管理、保全を目指した一貫した湿地開発政策、手続きと実施方法の策定と採用を一層優先させて行くように求める。
- (b) 途上国がラムサール条約の責務を果たす上で支援するという見地から、国レベルで行われるプロジェクトを支持するために、ラムサール条約に示された責務と機会に応じその開発協力政策を検討することをさらに先進国である締約国に求める。
- 3. 多数の開発援助機関、欧州連合、世界銀行、湿地政策と管理の専門的知見を有するNGO等からの意見をもとに、IUCNが経済協力開発機構(OECD)の要請に応じて作成し、OECD代表が今回の会議で発表した「援助機関のための熱帯および亜熱帯の湿地の保全と持続可能な利用改善ガイドライン」を歓迎し、
- 4. このガイドラインの作製に資金を供給しているフィンランド国際開発事業団(FINNIDA)からの支援をここに記録し、
- 5. ガイドラインによれば、これは湿地の保全と持続可能な利用の分野で、政策決定者が国内、地域、国際的な環境問題に取り組むために構成されたものであることに注目し、

- 6. このガイドラインについての見解を、常設委員会が定める時期までに常設委員会に提出するよう締約国に奨励する。
- 7. これらの見解に基づいてガイドラインを研究し、その結果を第7回締約国会議で考察のために報告するよう常設委員会に求める。

勧告6.17 特定の締約国のラムサール登録湿地

- 1. 本会議開催中に800ヵ所を超えたラムサール条約登録湿地の増加を歓迎し、
- 2. 会議主催国オーストラリア政府が新たに7ヵ所の湿地を登録し、また一連の湿地タイプの代表的な湿地を登録する意図を示したことに特別な賛辞を表し、
- 3. ブルガリア、コスタリカ、グァテマラ、ホンジュラス、日本、ノルウェー、ポルトガル、イギリス、ベネズエラが、本会議で新しい湿地登録について声明を発表したことに賛辞を示し、これらの湿地の記載及び地図を事務局に寄託したことを歓迎し、
- 4. バングラデシュ、ベルギー、チリ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、インドネシア、リトアニア、モーリタニア、ペルー、スロバニア、南アフリカ、スリナム、ユーゴスラビアが、(全体会議あるいは国別報告書において)湿地を新たに登録する意図について声明を発表したことに喜びをもって注目し、

締約国会議は、

(勧告5.1及び関連勧告5.1.1、5.1.2、5.1.3についての声明に関連して)

- 5. ドイツ政府が提供した、Ostfriesisches Watternmeer mit Dollartの状況に関する情報、Leybuchtとして知られる地域で講じられた方策を特に評価し、同地域を引き続きモニタリングするよう勧告する。
- 6. 釧路会議の勧告5.1で表明された、ワッデン海のガス開発についての懸念に対するオランダ政府の対応を歓迎し、環境を守るため講じられた方策の詳細を示した文書が1995年に条約事務局へ送られたことに注目する。
- 7. さらにベネズエラ政府の、クアレ湿地での人間活動による圧力を削減する方策が講じられているという声明を歓迎する。
- 8. ポーランド政府の Middle Vistula を保護地域に指定するための努力を承認し、当該地域がラムサール登録湿地として指定される期待を表明する。
- 9. ロシア連邦政府が1994年に新しく32ヵ所のラムサール湿地を登録したことを喜び、適切な管理方策が展開、実施されるために手段を講じるよう勧告する。
- 10. 南アフリカ政府が、「東海岸」として知られる砂丘地帯 における重金属採鉱を許可しないという決定を通して、セント・ルシア湿地の生態学的特徴を維持するために講じた方策を心より祝福するとともに、将来的には再び採鉱許可が申請される可能性があることから、引き続き警戒が要求されることに注目する。
- 11. トリニダード・トバゴのナリバ沼沢地での「管理ガイダンス手順」の効果的な適用に注目し、「管理ガイダンス手順」と、それがナリバの問題に独立した見方をもたらした価値に関する同政府の声明を歓迎し、さらに同手順報告書の勧告を履行するための措置がすでに行われていることを重ねて歓迎する。
- 12. ベトナム政府がメコンデルタにラムサール湿地を少なくとも1ヵ所登録し、レッド・リバー河口のティエン・ハイ

地域を登録湿地として加えるために必要な手続きを早急に終えるよう、繰り返し要求する。

13. ハンガリー政府がタタ・オレグ=トゥとバラトン湖を年間を通じてラムサール登録湿地としての指定するよう検討していることに満足するとともに、できるだけ早い時期にこの手続きを終了するよう同政府に要請する。

(本会議における特定の声明に関連して)

- 14. 新しいラムサール湿地を登録する意向を示した締約国に対し、できるだけ早急に実施するよう要請し、さらに困難が生じる場合にはラムサール条約事務局に協力を求めるよう促す。
- 15. チリのカルロス・アンドワンテル (Carlos Andwandter) 登録湿地の生態学的特徴の変化の可能性に注目し、このような変化を避けるために必要な方策を講じるようチリ政府に要請する。
- 16. モントルーレコードに含まれるパロ・ベルデ及びティグレ潟湖で、それぞれラムサール「管理ガイダンス手順」(かつての「モニタリング手順」) を適用するようコスタリカとグアテマラ政府が要請する。
- 17. 南アフリカのランゲバーン登録湿地の近くのサルダンハ(Saldanha)で、製鉄所とその関連産業施設の建設許可が決定されたことに注目し、この許可の条件となっている厳重な環境コントロール(水利用の節約、工場の位置の修正、汚染規制)を歓迎し、製鉄工場および港湾施設が近くにあるラムサール登録湿地に及ぼす影響を監視するよう南アフリカ政府当局に対して求める。
- 18. 地熱発電施設の建設計画中止により、コロラド潟湖登録湿地の生態学的特徴が変化する恐れが取り除かれたというボリビア政府による情報を歓迎する。
- 19. 地球環境ファシリティーの援助を得た管理計画により、メキシコのリア・ラガルトス登録湿地の状況が改善され、同湿地がモントルーレコードから除かれることが可能となるという情報に注目する。
- 20. ペルーとボリビアの国境にまたがるチチカカ湖は南米最大の淡水湖であり、地域社会の生活と発展のために極めて重要であり、両国政府によるチチカカ湖保全の努力を歓迎し、国境にまたがる登録湿地指定の可能性を検討するよう両政府に対して求める。
- 21. ドナウーエルベーオデール運河の工事の是非をめぐる討議で、このような運河が下記の3カ国の5ヶ所のラムサール登録湿地で、生態学的特徴に深刻な望ましくない変化を引き起こしかねないという事実を十分考慮するよう、オーストリア、チェコ、スロバキア各政府に要請する。
- 22. 河川水系の淡水流量の減少により生じたスンダーバン登録湿地の、生態学的特徴の望ましくない変化を 修正する緩和策を適用するようバングラデシュ政府に求める。
- 23. フランスとドイツの両政府当局による、ライン川の上部流域に沿った両岸で同時に指定を行うことによって新しい登録湿地を作るという提案を歓迎する。
- 24. 自然の水文学的な水系の崩壊により現在モントルーレコードに含められているエバーグレイズ登録湿地の生態学的特徴を復元するため、現在講じられている広範な復元方策に関するアメリカ合衆国の声明を歓迎する。

(本会議における一般的な声明に関連して)

- 25. 特に干潟を含む新たな湿地をラムサール登録湿地として追加指定することを求めた、第5回締約国会議(1 993年、釧路において開催)の勧告5. 1に対応するものとして、本会議において「ブリスベン・イニシアチブ」が承認されたことを歓迎する。
- 26. 「オーストラリア連邦政府の湿地保全政策案」の出版を歓迎する。

勧告

27. 不適切な開発事業から登録湿地を保護することを目指し、新たな法制度を制定する予定があるという南アフリカ政府の情報に謝意を示し、同様の法制度の整備という観点から、関心のある他の締約国が南アフリカ政府からこの件についてさらに情報を求めるよう勧める。

勧告6. 17. 1 ギリシャのラムサール登録湿地

- 1. ギリシャ政府に対し、ラムサール登録湿地の明確な地図を提出するための方策を至急講じ、登録湿地の管理計画を準備し、賢明な利用を保証することを要請し、関係当局にメソロンギ潟湖群 (Messolonghi Lagoons) 登録湿地における水管理プロジェクトの望ましくない影響を避けるため、可能と思われるあらゆる方法を検討するよう要請している釧路会議の勧告5.1.1を想起し、
- 2. ギリシャの3ヵ所の登録湿地保護のための閣議決定が採択されたことに満足の意を表し、
- 3. ギリシャの登録湿地が現在大統領の通達による保護および管理計画を欠いていることに注目し、
- 4. ギリシャの湿地の賢明な利用を確実にすることがきわめて重大であることを認識し、
- 5. アキルース川の放水路の工事を当初の規模で実施に移すが、放水路の流水量を提案された計画の年間1 1億立方メートルから6億立方メートルまで削減するギリシャ政府の決定を意識し、
- 6. さらに研究者や自然保護団体が放水路の問題についていだき続けてきた憂慮、特にエヴィノス川の放水路建設がすでに開始されたことに対する憂慮を意識し、

締約国会議は、

- 7. ギリシャの登録湿地の状況を改善するため、特に7ヶ所の登録湿地の正確な地図の作成しNGO等と広範な協議をし、釧路会議以降なされた進展に対しギリシャ政府を祝福する。
- 8. 緊急課題として、すべてのギリシャの登録湿地の保全のため大統領通達を発令するようギリシャ政府に要請する。
- 9. さらに1997年4月までに登録湿地の地図を完了させ、そしてそれらの記述に関する完全な書類を提出するようギリシャ政府に対し重ねて要請する。
- 10. 登録湿地の管理計画を準備し、既存の規制の適用等、賢明な利用を保証する措置を図ることを関係当局に要請する。
- 11. アキルース川放水路計画を再考し、テッサリィ平原及びエトロアカルナニア(Aetoloakarnania)地域の水文学的および淡水資源管理の研究の委託を検討するようギリシャ政府に要請する。
- 12. 適切であれば「管理ガイダンス手順」の実施を通し、モントルーレコードの掲載湿地からの除外を促進し、ギリシャの湿地保全とその賢明な利用に協力を提供するという観点から、ギリシャ政府と連絡をとるよう条約事務局に要請する。

勧告6.17.2 パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略

1. それぞれの登録湿地について管理計画を策定することを求め、必要な場合には既存の管理計画を改訂するよう求めた決議5. 7を想起し、

- 2. ペルーが湿地保全国家戦略を準備し、ラムサール条約の「釧路ガイドライン」に呼応してパラカス国立保護区マスタープランを策定するため払った努力を意識し、
- 3. これらの計画を具体化することを可能とした国内外の組織に対し感謝を示し、
- 4. 本会議の分科会Dにおいて行われた「管理計画策定に関する釧路ガイドライン」をめぐる議論に注目し、

締約国会議は、

- 5. ペルー政府が発表した決議に基づいた、パラカス・マスタープランおよびペルー湿地保全国家戦略の採択を歓迎する。
- 6. ペルーの他の登録湿地の指定や、それ以外の湿地に係わる公的・私的機関に対し、これらの管理計画を履行するための最善をつくすよう奨励する。

勧告6.17.3 ヨルダンのアズラック・オアシス

- 1. ヨルダン政府が登録湿地として指定し、ポンプによる地下水の汲み出しが湿地に及ぼす影響からモントルーレコードに含められたアズラック・オアシスに関する勧告4.9.3を想起し、
- 2. さらに1990年3月に「管理ガイダンス手順」がこの登録湿地に適用されたことを想起し、
- 3. アズラック湿地保護区の機能回復と管理のため、そして同保護区の湿地の価値に関する啓発活動のための広範な努力に対し、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」関係者に謝意を表し、

締約国会議は、

- 4. 同湿地で起こりうる生態学的特徴の変化に対する関心を反復する。
- 5. アズラック流域からポンプによって水を汲み出すことによる、同湿地の地下水に対する影響を考慮するようヨルダン政府に要請する。
- 6. さらに登録湿地の復元及びモニタリングのため、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」をさらに援助をするよう地球環境ファシリティーに要請する。

勧告6.17.4 オーストラリアの登録湿地

- 1. 1974年オーストラリアがラムサール条約加盟の書類をユネスコに寄託した最初の国であったことを想起し、
- 2. オーストラリア大陸外の準州の島をも含む、オーストラリアのすべての州と領域で、全部で49ヵ所の登録湿地が指定されたことを意識し、

- 3. 釧路会議以降オーストラリア国内の登録湿地の32ヵ所以上で、管理計画や戦略が始められていることに対し、オーストラリア政府当局を祝福する。
- 4. オーストラリアの多くの登録湿地あるいはその集水域で提案されている、関係登録湿地に深刻な望ましくな

勧告

- い影響を及ぼしかねない大規模な開発に対して、慎重かつ実現可能な代替案を検討するようオーストラリア政府 当局に要請する。
- 5. オーストラリアの内陸の多数の登録湿地で、自然環境条件を今以上に十分考慮した上で、時期を見計らいより多量の水を供給することを検討するようオースラリア政府当局に要請する。
- 6. 塩分を含む地下水の上昇による登録湿地に対する脅威を除くため、適切な手段を講じるようオーストラリア政府当局に求める。
- 7. 湿地に対し深刻な影響を与えかねない、生きた外来種をオーストラリアへ持ち込むことを許可する前に、適切な公的環境アセスメントの手続きを実施するようオーストラリア政府当局に求める。
- 8. カカドゥ登録湿地の保護管理で、先住民所有者との共同管理体制の確立をしたオーストラリア政府を祝福する。
- 9. 重大な脅威にさらされている登録湿地で生態学的特徴のモニタリング、維持、あるいは復元の大きな助けとなる場合、それらの登録湿地をモントルーレコードに含めることを検討するようオーストラリア政府当局に勧める。
- 10. 国内の泥炭地の長期的保全を確保するため、早急な手段を講じるようオーストラリア政府当局に要請する。

勧告6.17.5 ドナウ河下流域

- 1. 釧路会議での勧告5.1.3を想起し、
- 2. 「ドナウ河流域生態保全条約」の創立が進展したことを満足の意をもって注目し、

締約国会議は、

- 3. 提案されている新条約とラムサール条約が、できるかぎり完全に相補えるよう連携を関係締約国とラムサール事務局に要請する。
- 4. ドナウデルタ生物圏(バイオスフェア)保護区と登録湿地の保全管理を保証するための法的枠組みを制定したルーマニア政府を祝福する。
- 5. 湿地復元と生物圏保護区の指定のため、ドナウデルタで保護区を拡大するウクライナ政府の努力の成功を考慮し、ドナウデルタ全域に対する潜在的な脅威を避けるため、ドナウデルタ生物圏保護区管理当局と密に連携をとるようウクライナ政府当局に対し要請を重ねる。

勧告6.18 太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

- 1. 1994年6月に開催された、太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用に関する最初の作業部会から出された「ポート・モレスビー声明」に注目し、
- 2. さらにこの作業部会から「太平洋諸島における地域湿地活動計画」が発展したことに重ねて注目し、
- 3. 太平洋諸島地域のラムサール登録湿地の管理を含み、いかなる湿地保全の提唱と実施の際には、土地と 資源の伝統的な所有形態の微妙な問題を考慮に入れ、

- 4. さらにまた「小島嶼発展途上国での行動計画」を重ねて考慮に入れ、
- 5. 太平洋諸島地域での、オーストラリア政府による湿地保全を支援する新たな取り組みと将来にわたる支援の 宣言と、関連した他の政府、援助機関や国際機関による貢献を歓迎し、
- 6. ラムサール条約はその湿地の定義にサンゴ礁を含み、サンゴ礁は太平洋諸島地域において特に広範かつ 多様であり、「国際サンゴ礁イニシアチブ (ICRI)」がサンゴ礁と関連生態系の保全促進に今後役立ち、しかしサンゴ礁で登録湿地に指定されているのは今のところ数少ないことに注目し、
- 7. 太平洋諸島地域では国の自然保全担当局の熟練した職員や財政源が限られていることを認識し、
- 8. 湿地資源の賢明な利用の伝統的な知識を活用し、地域社会の適切な事例の理解を高めるよう決意し、
- 9. 太平洋諸島国家の人口増加と、国家の開発要求が資源の限られた小さな島々の地域に多大な圧力をかけており、国家の領域内で湿地とその生物種を脅かしていることを意識し、

- 10. 太平洋諸島国家の国内の環境関連の持続可能な開発の優先順位と合致するような湿地の保全と賢明な利用に、専門的及び財政的な支援の増加を継続するよう締約国と国際機関に要請する。
- 11. 湿地の評価、モニタリング、管理、計画策定と普及啓発に関連し、地方的、国家的、地域的な対応能力増進を支持するよう、さらに締約国と国際機関に重ねて要請する。
- 12. 条約加盟と賢明な利用の原則がもたらす利益を太平洋諸島国家に対し明らかにするため、時間と資源を条約事務局が割くことを命ずる。
- 13. 地域の湿地活動計画案と「国際サンゴ礁イニシアチブ」の太平洋地域戦略等、太平洋地域や国家の湿地関連機関によってすでに提唱されている地域の活動と綿密な連絡を取り、必要に応じて活動の支持を行うことを重ねてさらに事務局に命ずる。
- 14. 太平洋諸島地域のいかなる湿地保全の提唱の際は、地域住民との協議がその過程において欠くことのできない重要なものであると認識するよう、締約国、条約事務局、ラムサールのパートナー機関に要請する。
- 15. 締約国とパートナー機関との協議をしながら、小島嶼国家に関連する世界的および地域的な環境条約や組織と連絡をとり、協力の機会が最大になるようにはからうことをさらにまた事務局に命じる。